



くっちゃんの住宅リフォーム5大助成事業について

倶知安町では、住宅リフォームに役立つ5つの助成メニューを用意しております。

！重要！

- ・補助金は着工前に申請が必要です。既に着手・完了している場合は利用できません
- ・改修工事は本町を営業の拠点として事務所を有し、建設業を営む者で自ら改修工事を施工する業者に限りです
- ・予算に限りがあります。年度途中で受付終了となる場合がありますのでご了承ください
- ・1つの住宅で複数の助成メニューを併せた利用も可能です(ただし、同一箇所への二重助成は不可)
- ・各補助金はそれぞれ1回ずつしか使えません(二年分割や再改修には使用不可)
- ・対象工事の見積書において、全ての項目が補助対象になるとは限りません
- ・改修工事箇所の図面や見積書を持参の上、事前にご相談ください
- ・介護保険、障害者自立支援法、又は国や北海道その他団体から補助金・交付金がある場合は住宅リフォーム助成対象外です

☆定住化促進住宅改修助成☆

【対象者】

- ・現在お住まいの自宅の雪対策改修工事を行う方

【対象となる改修工事例】

- ・雪止め又は雪庇防止金属の設置
- ・屋根の葺き替え、外壁材の取り替え
- ・玄関風除室の設置
- ・住宅組込の物置・車庫の増築

※断熱性向上が目的のものは省エネ改修助成になります
※増築を伴う工事は確認申請や景観申請が必要になる場合があります

【補助金の額】

- ・対象工事の20%に相当する額(最大50万円)

☆バリアフリー住宅改修助成☆

【対象者】

- ・現在お住まいの住宅で65歳以上の方または、高齢者と同居している方、身障者の方または、身障者と同居している方

【対象となる改修工事例】

- ・手すりの取り付け
- ・高齢者対応型の浴室設置
- ・床等の段差解消
- ・床等の段差解消に伴うドア等の取り替え

【補助金の額】

- ・対象工事の20%に相当する額(最大50万円)

☆住宅耐震診断・改修助成☆

【対象者】

- ・現在お住まいの自宅の耐震診断及び改修工事を行う方

【対象住宅】

- ・昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、これから耐震診断及び耐震改修を行う予定のもの

【補助金の額】

- ・診断対象経費の50%に相当する額(最大15万円)
- ・改修対象経費の20%に相当する額(最大80万円)

☆耐久性向上住宅改修助成☆

【対象者】

- ・現在お住まいの自宅の耐久性向上工事を行う方

【対象となる改修工事例】

- ・屋根の葺き替え、外壁取り替え
- ・屋根・外壁塗り替え
- ・給排水管を耐食性や耐久性の高い配管に交換
- ・ユニットバス以外の浴室をユニットバスに改修

※単なる部分修繕や、現状と同様の材料・材質による修繕ではなく、住宅全体の屋根や外壁の耐久性が向上する工事が対象になります

【補助金の額】

- ・対象工事の20%に相当する額(最大50万円)

☆住宅省エネルギー改修助成☆

【対象者】

- ・現在お住まいの自宅の省エネ改修工事を行う方

【対象住宅】

- ・昭和56年6月1日以降に着工された住宅

【対象となる改修工事例】

- ・全ての窓の断熱改修を行うもの
 - ・全ての窓の断熱改修と併せて行う天井・外壁・床の断熱改修
- ※一定の省エネ基準に適合する改修工事が対象になります

【補助金の額】

- ・対象工事の20%に相当する額(最大50万円)

【問い合わせ先】

倶知安町 建設課 住宅係

倶知安町北1条東3丁目

TEL: 0136-56-8009 FAX: 0136-23-2044

E-mail: jyuutaku@town.kutchan.lg.jp

